

委第1号議案

富岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

提 案 理 由

市議会における請願、陳情の取扱いを改めることにより、陳情については審査を行わないこととなることから、陳情審査に関する規定を削るため、富岡市議会基本条例の一部を改正したいとするもの

富岡市議会基本条例の一部を改正する条例(案)

富岡市議会基本条例（平成25年富岡市条例第1号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民提案と受け止め、その請願に係る審査及び審議においては、参考人の意見を聴く機会を設けることができる。</p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民提案と受け止め、その請願及び陳情に係る審議においては、参考人の意見を聴く機会を設けることができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。